

平成29年度 社会福祉法人 山都町社会福祉協議会 事業計画書

1. 基本方針

「社会福祉法等の一部を改正する法律」が平成29年4月1日から全面施行されることに伴い、28年度から定款変更手続等、理事会・評議員会の承認・議決を頂き、準備を進めてきた。改正法の柱は「社会福祉法人制度の改革」であり、全ての社会福祉法人に対して、「公益性と非営利性の徹底」「国民に対する説明責任」「地域社会に貢献する法人の在り方の徹底」が基本的な目的として改めて定義された。

山都町社会福祉協議会においても、平成29年度は、法改正の趣旨を踏まえたうえで、改正介護保険法の新総合事業への対応や、熊本地震の被災者支援等に取り組んでいく。また、平成27年度から5か年間の山都町地域福祉活動計画も中間見直しの年度となり、29年度に町が策定を予定している山都町地域福祉計画や第7期介護保険事業計画並びに障害福祉計画等と整合性のある計画見直しが求められる。

急速な少子高齢人口減少（多死）社会を迎えている当町において、地域そのもののあり方を変えざるを得ない現状がある。また、個々のニーズは非常に多様化・複合化しており、地域福祉のあり方も問われている。これらの課題を解決していくために、社協の本分である「支え合いの地域づくり」に資することを基本方針とする。

2. 重点事項

- (1) 改正社会福祉法に従った組織体制の見直し
- (2) 在宅福祉サービス事業の見直しと新たな事業の実施
- (3) 介護保険新総合事業への対応
- (4) 総合相談・各種援護事業の充実・強化
- (5) 行政及び関係諸機関との連携強化
- (6) 地域支え合い活動（共助・互助体制）充実支援
- (7) 事務局機構及び各支部体制の整備並びに人事配置の検討と見直し
- (8) ボランティアセンター活動の充実
- (9) 熊本地震被災者への諸支援

3. 事業施策の体制

- (1) 社協組織・活動体制の充実・強化

新定款に従い、4月1日からは理事定数が16名から10名となるので、3月31日付で6名の理事に退任していただく事になる。10名の理事については決算の評議員会までが任期となり、その翌日から新たな2年間の任期となる。監事2名についても同様である。

新評議員12名については、4月1日から4年間の任期となる。改正法を遵守し、執行機関・議決機関としての理事会・評議員会の充実を図り、内容整備を以下のとおり進めていく。

- ①理事・監事・評議員研修会の実施及び各種セミナー・フォーラム等への参加
- ②社協運営会議、幹部職員会議、福祉活動専門員部会の月例開催

- ③県指導監査への対応
- ④会計不祥事防止策としての内部牽制体制と外部監査の実施
- ⑤職員処遇、育成、人事配置と3支部体制の見直しと検討

(2) 経営基盤強化のための財源確保

人口減少が著しく、会費や募金の実績にも反映してきている。また、介護保険事業収入についても、4期連続の減収となっており、新総合事業に完全に移行する平成30年度を見据えた対応が求められる。

町補助金については、6月補正対応となっているが、社協事務局職員の人件費については、役場職員同様、町の福祉推進に携わる職員の賃金であり、その水準も役場職員と比較すれば70～80%の低水準である。経常経費と考えていただき満額査定を望むところである。安定した社協経営が行っていくるように以下のとおり取り組んでいく。

- ①全戸会員制度の周知、理解、使途明確化と加入促進
- ②特別会員の加入促進と使途の明確化
- ③寄付金使途の明確化と効果的運用
- ④赤い羽根共同募金運動充実と、効果的配分
- ⑤介護保険事業の効率的経営
- ⑥新たな事業収入の開発と研究
- ⑦各種事業の効率化と経費節減
- ⑧各種団体への活動助成金交付額の見直しと支援策の研究

(3) 住民組織意識啓発並びに活動支援

山都町の介護保険新総合事業の訪問型と通所型サービス

について、29年度は「みなし」指定での実施となるが、将来像については「住民主体」と示している。これは地域における支え合いでサロンの実施やホームヘルパーの業務を担って下さいということである。正に、明治期まで続いていた「隣保相扶の思想」である。

これを実現可能なものにしていくには、当社協によるサポーターバンクの創設や30地区福祉会の活動・取り組み、また、関係福祉団体も含めた協働活動が不可欠である。引き続き30地区福祉会を中心とした活動支援を行い、制度改正へ備えていく。

- ① 30地区福祉会長の先進地視察研修及び情報交換会の実施
- ② 地区別福祉懇談会の全町実施（全30地区福祉会及び希望地区）
- ③ 懇談会をとおして、地域の新たな生活課題の把握と解決のための支援策
- ④ 福祉委員研修会の実施と意識の向上
- ⑤ 制度改正に対する新たな地域支援策の研究と町への働きかけ
- ⑥ 民生・児童委員協議会等関係機関との情報共有
- ⑦ 地区福祉会、福祉団体等に対する支援と助成と協働
- ⑧ 地域福祉活動計画の中間見直しと年次検証の実施
- ⑨ 生活支援サービスのためのサポーターバンクの創設

（4）ボランティア活動の推進

昨年の熊本地震発災後、町の要請を受けいち早く山都町災害ボランティアセンターを開設し、6月の豪雨被害を含め対

忘したところである。これも平成27年度に災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座を実施していたおかげで、職員もスムーズな対応ができた。28年度に続き、29年度も3回シリーズで設置訓練と養成講座を実施し自然災害に備える。

28年度延期とした「第10回火の国ボランティアフェスティバル上益城」について、復旧・復興の完了の目途が立った段階での開催を考えると5町首長会議で決められた。前項でも触れたサポーターバンクについて有償ボランティアの仕組みを創設する。山都町ボランティア連絡協議会「ゆいの会」と連携を図り、住民参加の理解を求めていく。

- ①災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座の実施
- ②ボランティア協力校委嘱事業の実施
- ③児童・生徒のボランティア体験学習の受け入れ
- ④生活支援サービスのためのサポーターバンクの創設
- ⑤県社協ボランティアセンター並びに日赤熊本県支部との連携
- ⑥火の国ボランティアフェスティバル（開催地未定）への参加

（5）高齢者福祉の推進

高齢であっても元気で自立した生活ができることが何より重要であり、つまり、要介護（支援）状態にならない事である。そのためには健康管理と生きがいづくりを行政と伴にすすめて行かなければならない。

介護保険の新総合事業の動向を見据えながら足りない資

源を補い活力ある地域社会参加促進を進めて行く。

- ①各種高齢者入居施設の受託経営
- ②生きがいデイサービス事業の実施（独自事業）
- ③町の生きがいと健康づくり事業への協力
- ④各地区福祉会で取り込まれる「地域サロン」への協力
- ⑤シルバー人材センター事業への支援・協力
- ⑥町老人クラブ連合会活動支援と協働活動
- ⑦シルバーヘルパー養成講座への協力（講師派遣）
- ⑧食の宅配サービス（安否確認）等の地域支援事業の受託実施
- ⑧生活支援サービスのためのサポーターバンクの創設

（6）障がい者福祉の推進

健常者も障害を持つ方も地域で等しく生活していくことがノーマライゼーションの理念であり、その一助となるような支援を行っていく。山都町社協では、例年「福祉まつり」を開催しており「ザ・スクランブルーズ」や「さんふうか」の皆様に出演していただいたり、物販コーナーに出店を呼びかけ、各団体との交流を図っている。今後も以下のとおり各種事業を進めていく。

- ①各種障がい者施設、NPO法人、ボランティア団体、当事者組織との連携、活動支援と助成
- ②相談・援護事業の実施
- ③居宅介護サービス（訪問介護）事業の実施
- ④移送（外出支援サービス）事業の受託実施
- ⑤管内障がい児（者）「地域のつどい」やスポーツ大会

への参加協力

⑥障がい者雇用の達成

(7) 児童福祉の推進

へき地保育所事業について、旧矢部町で昭和48年から矢部町社会福祉協議会へ単年度委託が継続し、合併後新町社協へも継承し、44年が経過する。28年度末で御所へき地保育所も閉所となり、29年度からは小峰へき地保育所1園を受託することとなる。また、子育て支援センター事業についても社協委託から町直営となり「山都みらい保育園」の中に開設される。現在、社協で雇用している5名の保育士の身分保障を町と協議していく。社協で実施する児童福祉事業について、今年度も以下のとおり取り組んでいく。

- ①子育て支援事業（子供デイサービス）の実施及び学童保育との協働
- ②へき地保育所事業の受託経営
- ③ボランティア協力校の委嘱と助成
- ④世代間交流事業（伝承事業）等の実施
- ⑤ボランティア体験学習の受け入れ
- ⑥清和っ子育成協議会への参画

(8) 在宅福祉サービス事業の充実

人口は減少しても、町の面積は変わらないので、各種の在宅サービスを提供するにあたり効率性は低下する一方である。また、今年度からの新総合事業についても、それぞれの自治体の財政、体力に左右される部分も大きく、地方分権と言いながらも、公的サービスは全国一律であるべきと考える。

先にも述べた「住民主体」という町の目標にどこまで社協として関わっていくことができるか、町及び関係諸団体、地域との連携を図っていかなければならない。

- ①居宅介護支援事業所の経営
- ②予防居宅介護支援計画原案作成の受託
- ③訪問介護（予防訪問介護みなし指定）事業所の経営
- ④通所介護 2 事業所（予防通所介護みなし指定）事業所の経営
- ⑤新総合事業「通所型サービスA」事業の経営
- ⑥障害者総合支援法における居宅介護（訪問介護）事業所の経営
- ⑦新総合事業の包括的支援事業の受託経営（地域支援コーディネーター）
- ⑧新総合事業の任意事業の受託経営（食の宅配サービス）
- ⑨生きがい対応型デイサービス事業の実施（独自事業）
- ⑩在宅介護者交流事業の実施
- ⑪福祉機器貸与事業の実施
- ⑫新総合事業の通所型サービスB（30年度から施行）実施に伴う住民主体によるサービス（地域サロン）への支援・協力
- ⑬生活支援サービスのためのサポーターバンクの創設

（9）広報・啓発・人材育成事業

社会福祉法改正に伴い、法人の事業、経営状況等、情報開示が求められる。機関誌「かたくり」の全戸配布、社協ホームページの充実及び防災無線・町広報「やまと」等活用し、法人運営の透明性の確保に努めていく。

- ①社協機関誌「かたくり」の定期発行
- ②社協福祉まつりの開催と火の国ボランティアフェスティバル等への参加
- ③災害ボランティアセンター設置訓練並びにサポーター養成講座の実施
- ④日本赤十字社熊本県支部山都町分区としての活動の周知
- ⑤老連、シルバーヘルパー養成講座への講師派遣
- ⑥公民館サロン指導員養成講座の実施
- ⑦実習生・福祉体験学習の受け入れ
- ⑧介護職員初任者研修事業の実地
- ⑨地区別福祉懇談会や各種会議等での周知・啓発
- ⑩社協ホームページの充実
- ⑪町広報誌「やまと」へ社協への寄付者名の掲載

(10) 相談・援護事業

平成28年度は、年度早々に熊本地震発災があり、10月からは町の委託を受け「山都町地域支え合いセンター」事業を実施してきた。この事業は被災地の仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、見守り、生活支援、地域交流等の総合的な支援体制を構築することを目的とし、具体的には「生活支援相談員」が被災者等の個別相談を受け、関係機関へ繋ぐ役割を果たしている。平成29年度も引き続き実施し、被災者支援に取り組んでいく。また、これまで実施してきた生活困窮者自立支援事業・地域福祉権利擁護事業、成年後見制度等、生活困窮や判断能力が低下した方々への支援についても年々件数が増加、多様化しており社協の使命として真摯に対応していく。弁護士による法律相談も町民にと

って重要な事業であり、3支部巡回型で月例開設していく。

- ①山都町地域支え合いセンター事業の実施
- ②福祉相談所の常設開設（3支部で対応）
- ③弁護士による法律相談所の月例開設
- ④地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の実施
と成年後見制度（法人後見）の研究
- ⑤生活困窮者自立支援事業の実施
- ⑥困窮者援護事業の実施
- ⑦生活福祉資金貸付事業の適正活用と償還指導の実施
- ⑧社協預かりサービス事業の実施